

病床における身体拘束率

分子： 分母のうち物理的身体拘束を実施した患者延べ数 (device days)

分母： 病床入院患者延べ数 (patient days)

(2012/04/18 日本病院会オリジナル指標)

下記項目のうち1~9の項目に準拠する項目を物理的身体拘束と定義する。

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子 テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向神経薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意志であけることの出来ない居室等に隔離する。

分子対象

意義

- 身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害が生じる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでのやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならない。
- 患者を「治療の妨げになる行動がある」、「事故の危険性がある」という理由で安易にひもや抑制帯などの道具を使用して、患者をベッドや車椅子に縛ったりする身体拘束、身体抑制は慎むべきである。

算出例

1. 身体拘束を実施している日が1/25, 1/27で、身体拘束を実施していない日が1/22-24, 1/26, 1/28-31の場合
 - 分母10、分子2
2. 調査期間に複数回入院(1/1入院-1/10退院、1/20入院-1/25退院、身体拘束実施日1/5のみ)の場合
 - 分母16、分子1
3. 1/25入院-2/5退院、身体拘束実施日2/1-2/5の場合
 - 1月:分母7、分子0 2月:分母5、分子5
4. 1/25入院-2/5退院、身体拘束実施日2/5のみの場合
 - 1月:分母7、分子0 2月:分母5、分子1

FAQ

- 柵と柵の間に患者が座れるほどの隙間がある4点柵は、身体拘束に該当しますか？
 - 4点柵ベッドは身体拘束に該当します。
- センサー類（離床センサー、離床マット、センサーベッドなど）の使用は、身体拘束に該当しますか？
 - 該当しません。
- 体動コール（クリップで首の襟につなげていること）は身体拘束に該当しますか？
 - 該当します。

reference

1. 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議「身体拘束ゼロへの手引き」
(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/torikumi/doc/zero_tebiki.pdf 2021.05.18)
2. HBIPS-2 Hours of physical restraint use. Joint Commission National Quality Core Measures
(<https://manual.jointcommission.org/releases/TJC2018A/MIF0117.html> 2021.05.18)
3. 厚生労働省補助事業 医療の質向上のための体制整備事業
2023年度 医療の質可視化プロジェクト 適用指標 計測手順書【2023.8.1版】
(https://jq-qiconf.jcqhc.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/08/FY23_keisoku_tejun_20230801.pdf 2024.03.28)

変更履歴

変更日	内容
2020/04/20	指標の意義を追加。(資料3枚目)、FAQ追加(資料4枚目)。
2021/05/18	FAQ文言追加。reference追加。
2023/04/14	FAQ修正
2023/06/14	FAQ修正
2024/03/28	算出方法は変更なし。定義書の文言修正。身体抑制→身体拘束へ変更。